# 第3章 テーマごとに取組む都市づくり

本章では、都市づくりの課題に対応するためテーマを設定し、テーマごとの都市づくりの方針を記載しています。

1 テーマの設定

P30

2 都市づくりの課題・目標とテーマの体系

P31

3 テーマ別の方針

P32

テーマ1 安全・快適で持続可能な土地利用を実現する

P32

土地利用の方針

都市防災の方針

テーマ2 賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する P39

拠点市街地の方針

道路・公共交通の方針

テーマ3 便利で快適な住環境を形成する

P44

P52

住宅地の方針

水と緑の方針

その他公共施設の方針

テーマ4 魅力ある文化的な都市環境を確保する

地域環境の保全と活用の方針

都市景観の方針

環境保全の方針

# 第3章 テーマごとに取組む都市づくり

# 1 テーマの設定

都市づくりの目標を実現していくため、以下のテーマに取組んでいきます。

都市づくりのビジョン	豊かな自然と文化・歴史を基盤に、農商工のモノづくりが育つ 賑わい住宅都市 橋本			
都市づくりの目標		づくりを進め、活力 持続可能な都市	住みたい住宅 都市としての価 値づくり	地域資源の活 用と広域連携 の都市づくり
都市づくりのテーマ 分野別方針	①安全・快適で持続可能な土地利用を実現する	②賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する	③便利で快適な住環境を形成する	④魅力ある文化的な都市環境を確保する
<ul><li>○土地利用の方針</li><li>○都市防災の方針</li></ul>	•			
○拠点市街地の方針 ○道路・公共交通の方針		•		
<ul><li>○住宅地の方針</li><li>○水と緑の方針</li><li>○その他公共施設の方針</li></ul>			•	
<ul><li>○地域環境の保全と活用の方針</li><li>○都市景観の方針</li><li>○環境保全の方針</li></ul>				•

# 都市づくりの課題・目標とテーマの体系

都市づくりの課題・目標とテーマの体系は次のとおりです。

①都市計画区域の統合化

都市づくりの課題

②秩序ある土地利用の推進

③まちの魅力向上

骨格・市街地づくりを進め、

活力のある安全で持続可能な

都市づくりの目標

都市づくり

1. 安全・快適で持続可能な

テーマ

- 土地利用を実現する
- (1)土地利用の方針
- (2)都市防災の方針

2. 賑わいのある拠点づくりと 交通ネットワークを形成する

- (1)拠点市街地の方針
- (2) 道路・公共交通の方針

④誰もが移動しやすい交通 環境の確保

住みたい住宅都市としての 価値づくり

3. 便利で快適な住環境を 形成する

- (1) 住宅地の方針
- (2) 水と緑の方針
- (3) その他公共施設の方針

の提供

⑤安心できる公共サービス

⑥快適で個性のある市街地 の形成

地域資源の活用と広域連携 の都市づくり

4. 魅力ある文化的な 都市環境を確保する

- (1)地域環境の保全と活用 の方針
- (2) 都市景観の方針
- (3)環境保全の方針

⑦市民の安全確保

実現化

⑧公民連携、広域連携の 都市づくりの推進

協働・共創の都市づくりを推進する

# テーマ1.安全・快適で持続可能な土地利用を実現する

# 基本的な考え方

- ○無秩序な市街化を防止するため、土地利用の適正な規制・ 誘導を図るとともに、緩やかな規制により、地域活性化に 取組みます。
- ○橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の2つの都市計画区域を有する都市計画制度の運用状況を改善するため、 都市計画区域の統合に取組みます。



- ○橋本地域では、社会経済情勢の変化や土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の 見直しを行います。高野口地域については、都市計画区域の統合と併せて、用途地域や特 定用途制限地域等の指定について、調査・検討を進めます。
- 〇土砂災害や水害などの災害リスクの高い地域では、防災・減災対策の強化とともに、土地 利用の適切な制限について取組みます。
- ○施設の点検やインフラ DX\*の活用などにより、都市基盤の効率的な維持管理と効果的な機能改善を推進し、質の高い市街地の形成に取組みます。

※インフラ DX:デジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスなどを変革する取組み。

## 1-1 土地利用の方針

### (1)市街地

#### ①低層住宅地区

・郊外の大規模住宅団地を中心とする低層戸建て住宅地については、用途地域制度等を活用し低層住宅地区として、良好な住環境の維持・向上に取組みます。 また、古くに開発された住宅団地においては、用途地域の見直しなども検討しながら、

空き家の解消や生活サービス施設等の充実など地域の新陳代謝を図ります。

#### ②中高層住宅地区

・教育施設地区や中高層の集合住宅地区等については、中高層住宅地区として、教育環境等と一体となった良好な住環境の維持・向上に取組みます。

### ③一般住宅地区

・ 小規模な工場や店舗等が混在する住宅地については、一般住宅地区として、住環境の保護に取組みます。

### 4)都市市街地地区

・交通の拠点でもある橋本駅や市役所周辺については、都市市街地地区としてオープンス

ペースを有効活用しながら整備を進め土地利用の高度化を図り、滞在・周遊が可能な空間をはじめとした、居住と多様な都市機能等の集積に取組みます。

### ⑤地域中心地区

・ 高野口駅周辺及び隅田地区の商業地については、都市市街地地区を補完する地域中心地区として、日常の生活サービス施設等の確保に取組みます。

### ⑥近隣商業地区

・ 近隣の日常購買施設が立地する商業地については、近隣商業地区として、日常生活サービスの提供や地域住民の憩いの場となるよう取組みます。

### ⑦住居系沿道サービス地区

・住宅施設を中心とする幹線道路沿道地区については、住居系沿道サービス地区として、 住環境の保護を図りつつ、沿道サービス施設の適正な立地に取組みます。

### 8工業系沿道サービス地区

・ 商工業施設を中心とする幹線道路沿道地区については、工業系沿道サービス地区として、 沿道サービス施設の適正な立地に取組みます。

### 9産業集積地区

・比較的大規模な工業地については、産業集積地区として、既存工場等の操業環境の維持・ 向上や企業誘致に取組みます。

### ⑩住宅•産業共存地区

・工場と住宅・店舗等が混在する工業地については、住宅・産業共存地区として、職住近接の工業環境の形成に取組みます。

### ⑪行政サービス集積地区

・ 老朽化が進む市役所の整備については、北別館、教育文化会館、市民会館なども含めて シビックゾーン\*の再編、再整備を検討し、市民ニーズ、賑わいの創出及び防災面を念頭 に、建て替え、移転等も含め調査・研究を進めます。

※シビックゾーン:本市では市役所、教育文化会館、市民会館、保健福祉センター等の公共公益施設が集積する地区をシビックゾーンと称している。

### (2) 市街地外

### ①農業・集落地区

・農業振興地域等においては、農地と一体となった農業・集落地区として、優良農地の保 全や田園環境を魅力としたふれあいの場の創出とともに、集落環境の維持・向上や遊休 農地の解消等に取組みます。

### ②交流レクリエーション地区

・橋本市運動公園、杉村公園、高野口公園、せせらぎ公園をはじめ、やどり温泉いやしの 湯、紀望の里周辺、くにぎふれあいの里・隠れ谷池では、スポーツや健康増進の場、自 然とのふれあいの場の充実に取組みます。

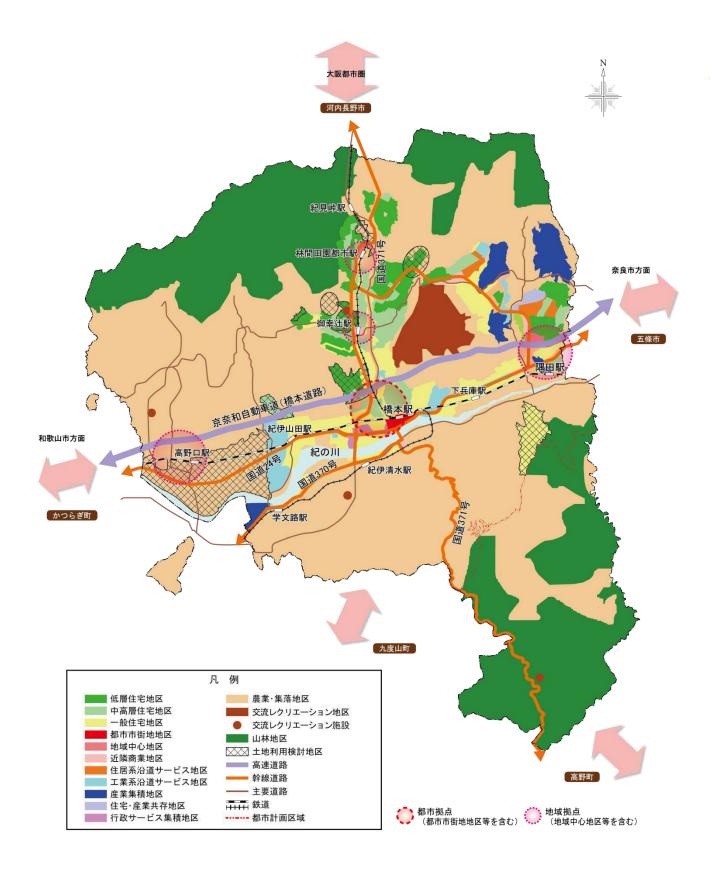
・ 紀の川については、親水性豊かな憩いの場の確保について、市と関係者が協働で取組みます。

### ③山林地区

・市街地背後に拡がる豊かな山林については、山林地区として、豊かな自然環境の保全と 活用を図るため、未管理山林の解消などに取組みます。

### (3) 土地利用検討地区

- ・高野口地域は、用途地域や特定用途制限地域の指定について、調査・検討を行います。
- ・戸建て住宅地として計画されたものの、社会情勢の変化等により、開発が進んでいない 残存未利用地を有する「橋本IC 北部地区」、「みゆき台地区」等や、高齢化や空洞化が進 み、空き家等の活用により、多様な世代の入居を促進する必要のある城山台地区等につ いては、土地の有効利用を図るため、用途地域変更等の検討を行います。



土地利用の方針図

### 1-2 都市防災の方針

### ①総合的な防災行政の推進

- ・「橋本市地域防災計画」の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・事前防災、減災と迅速な復旧、復興も含めた総合的な取組みである「橋本市国土強靭化地域計画」に基づき、強靭な都市づくりに取組みます。
- ・ 災害発生時に指令・拠点機能を十分に発揮するため、市役所の建て替え、移転等を検討 する際には十分な防災機能を有したものとなるよう取組みます。

### ②治山・治水対策の充実

・浸水・冠水・土砂災害を防止するため、自然環境との調和に配慮しながら、紀の川など河川の総合的な治水対策をはじめ、用排水路の改修、ため池の保全・改修、砂防、治山事業等について、市が関係者の協力を得て取組みます。



紀の川

- ・森林、農地等は、水源のかん養などの多面的機能を有するとともに、環境を守り人のや すらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に取組みます。
- ・ 土砂災害防止対策として、県により土砂災害(特別)警戒区域として指定された際は、 県に協力し、危険箇所を市民へ公表するとともにその周知に努めます。
- ・ 山間部における災害への対応とともに、森林資源の利活用に必要な林道の整備に取組みます。
- ・ 浸水被害を未然に防止するため、準用河川(市管理)の危険個所の把握や改修を検討します。

### ③安全な市街地の形成

・災害に強い住環境を形成するため、木造住宅 耐震診断事業及び住宅耐震改修事業等を活用 し、制度の周知と耐震診断、耐震改修を促進 します。

### 住まいの健康診断をしましょう。

脹近、日本のいたるところで、大規模な地震が多発しています。大地震が発生すると甚大な 被否をもたらずことが予見されます。いつとこで発生するのか予測が圧倒な地震に構え、様本 中では建筑物の耐機化を進めています。

> 「橋本市耐震改修事業」のご案内 耐震診断の助成制度について

- ・主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路などの整備を図り、災害時における避難路の確 保に取組みます。
- ・土地利用や周辺環境を踏まえ、地権者や住民の防火意識の醸成を図りながら、橋本地域では、防火地域\*、準防火地域\*の指定を検討するとともに、高野口地域では、法第 22 条区域\*(燃えにくい建材を使用した屋根や外壁でなければならない区域)等の指定を検討します。
- ・建築確認時における防火指導や危険物施設等の指導などに取組みます。
- ・事業者防災を強化するため、災害時の対応、早期復旧を図る「事業継続計画」の作成を 促進するとともに、市と関係機関が連携した啓発・支援に取組みます。

※防火地域及び準防火地域:市街地から火災の危険性を防ぐために定められる都市計画で、建築基準法と連動 して建物の防火上の構造制限が行われます。

※法第 22 条区域: 防火地域及び準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的から、 建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要のある区域のこと。

### ④避難・備蓄施設の設備の充実

- ・拠点避難所については、備蓄資機材の配備強化を図るとともに救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に取組みます。
- ・ 災害など有事に際し、確かな情報を市民に発信するため、防災行政無線システムの見直 しや情報通信技術など多様な伝達手段を活用し、市民一人ひとりに緊急情報が確実に届 く仕組みづくりに取組みます。
- ・ 災害用備蓄物資の拠点保管場所として、備蓄食糧や資機材を計画的に配備し、災害物資の充実を図るとともに、物資輸送拠点としての整備に取組みます。
- ・ 消防車両や資機材、耐震性防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を徹底します。
- ・災害発生時に消防本部が機能不全とならないよう、消防庁舎の浸水対策を進めます。
- ・安全な避難路確保のために、道路に面するブロック塀について撤去などを推進します。

### ⑤ライフラインの確保

・ 老朽化する施設については、「橋本市公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的な点検・調査及び改築・更新を実施するとともに、耐震化が必要なライフラインの耐震化に取組みます。

### ⑥広域的な防災体制の充実

- ・ 効率的な消防体制の確立を図るため、広域消防の再編を 検討していきます。
- ・ 災害時の医療体制については、地域災害拠点病院である 市民病院を中心として近隣の医療機関と連携しながら、 災害時の応急救護体制の整備に取組みます。
- ・国や県、近隣市町村、自衛隊、NPO、ボランティアなどの応援受け入れ体制の整備を進めるとともに、国・県などと連携を密にします。



橋本市民病院(災害拠点病院)

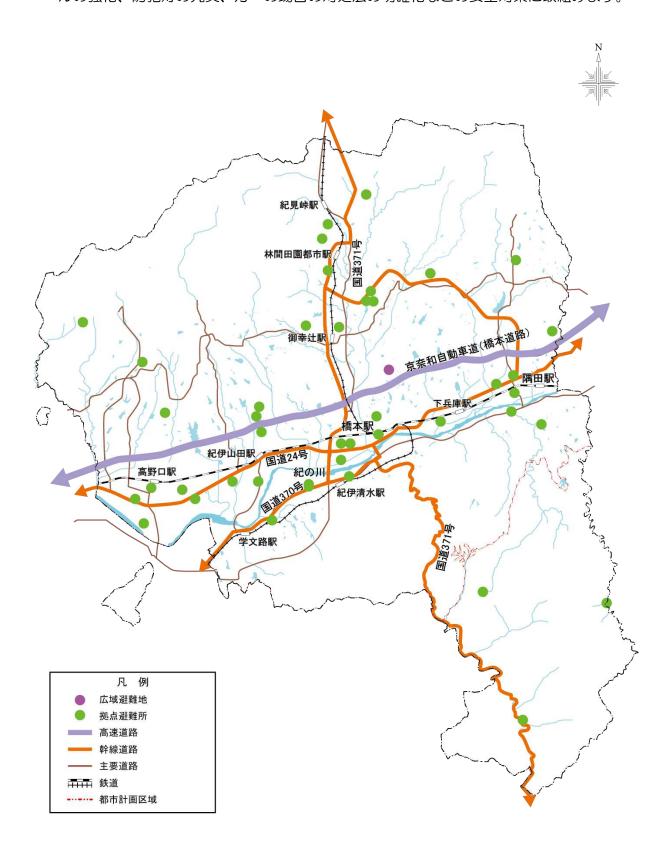
### ⑦地域防災・防犯活動の充実

- ・ 地域における防災体制の強化を図るため、防災情報の発信をはじめ、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に取組みます。
- ・ 市民や事業所を対象として、応急手当指導及び普通救命講習を実施し、救急・救命に関する普及啓発に取組みます。
- ・防火訓練や広報活動などを通じて、市民の防火意識の高 揚に取組みます。
- ・安全教育を推進するため、学校や地域における防犯・防 災訓練について、市と関係者が協働で取組みます。



消防訓練

・警察など関係機関と連携し、区・自治会など地域住民の協力を得ながら、地域の防犯意識の高揚を図るとともに、学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、防犯パトロールの強化、防犯灯の充実、万一の場合の対処法の明確化などの安全対策に取組みます。



都市防災の方針図

# テーマ2.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する

# 基本的な考え方

- 〇都市拠点は、本市の中心となる拠点として、商業業務機能等の都市機能と居住の誘導により人口密度を維持し、中心市街地の再生やシビックゾーンなどの整備により賑わいのある拠点づくりを推進します。
- ○地域拠点は、都市拠点を補完する拠点として、都市機能や 人口密度を維持し、日常の生活利便機能などの集積を進め ることで、生活に必要な用事を住まいの近くで完結できる、 便利で暮らしやすい拠点づくりを推進します。



- 〇都市拠点、地域拠点と周辺地域を結ぶ公共交通の維持 充実とともに、駐車場や駐輪場の 維持管理の充実に努めます。
- 〇ライドシェア(相乗り)や自動運転などの新たな交通システムの導入について、検討します。
- ○観光交流や物流効率などを高める広域幹線道路等の充実とともに、市民と協力しながら、 安全・安心な生活道路の確保に取組みます。
- Oインフラの安全性の向上と維持管理費の効率化を図り、持続可能なまちを作るため、インフラ DX の活用に取組みます。
- 〇高齢社会や環境負荷の軽減などに対応するため、人や環境の視点に立った交通環境の整備 とともに、定住化を促進するため、買い物や通院等に便利な公共交通サービスの維持・向 上に取組みます。

# 2-1 拠点市街地の方針

### ①拠点の位置づけ

### ○都市拠点

・都市の中心として行政サービスや生活サービス施設などの都市機能と居住の集積を図る エリアを『都市拠点』として、人口が比較的密集している橋本駅周辺から市役所周辺の 地区に配置します。

### ○地域拠点

・生活サービス機能の向上を図るエリアを『地域拠点』として、交通機能と住居等が集積している橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口・隅田の5駅と京奈和自動車道各インターチェンジ周辺に配置します。

### ○環境調和型産業拠点

・周辺の環境と調和した産業の誘致を図るエリアを『環境調和型産業拠点』として、紀北橋本エコヒルズと新たな工業団地である「あやの台北部用地」に配置します。

### ②駅周辺における魅力ある商業地の形成

- ・都市拠点である橋本駅から市役所周辺の地区においては、民間施設等の誘導をはじめ、オープンスペースの活用などによって、居住と多様な都市機能の集積に取組み、 賑わいが生まれ、住みよい空間づくりを進めます。
- ・安全で快適な行政サービスを向上させるため、望ましい シビックゾーンのあり方の検討を進めます。
- ・地域拠点では、人口規模に応じて市街地をコンパクト化 し、人口密度を維持・向上することにより、日常の生活 サービス施設の確保に努めます。
- ・橋本駅や高野口駅周辺の市街地においては、歴史的資源 や紀の川、橋本川といった河川の存在をまちづくり資源 として活用しながら、散策したくなるような個性と魅力 のある空間づくりに取組みます。



橋本駅前



林間田園都市駅周辺の商業地区

### ③大規模商業施設の適切な立地誘導

- ・大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活 環境などへの影響を考慮して規制・誘導を図るとともに、「都市計画法」、「橋本市まちづ くり条例」に基づき、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう指導を行います。
- ・住宅開発団地の生活サービス施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からサービスの維持を図るとともに、必要に応じて、多様な施設の立地を可能とするため用途地域の変更などを行い、整備に取組みます。

### 4企業立地の促進

- ・環境調和型産業拠点では、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の早期完売に向け、積極的に企業訪問を行い、本市の立地環境や奨励金制度等のPRを推進します。その他大規模未利用地についても、社会情勢に応じた土地利用を検討しつつ、企業誘致を推進し企業立地の誘導などに取組みます。
- ・ 地場産業の振興を図るため、後継者の育成や、体験・学習メニューの開発・実施に取組みます。



あやの台北部用地の完成イメージ

### 2-2 道路・公共交通の方針

### (1) 道路の方針

### ①総合的な道路ネットワークの形成

・交通渋滞の緩和や防災機能の充実など、安全性と快適性の確保に十分留意しつつ、京奈和自動車道の側道と結節する市内幹線道路の充実や、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークの形成に取組みます。

### ②広域幹線道路等の整備

- ・京奈和自動車道、大阪橋本道路(新紀見トンネル)、その他国道及び地域幹線道路である県道等の改良などを関係機関に要望するとともに、幹線道路の沿道利用に取組みます。
- ・ やどり温泉いやしの湯へのアクセス道路である国道 371 号等については、改修、拡幅を関係機関に要望し ていきます。



京奈和自動車道(橋本道路)

### ③市内幹線道路の整備

・市内交通の円滑化を図るため、西部幹線道路、山内恋野線、二見御幸辻停車場線の整備 を関係機関に要望するとともに、小峰台垂井線、山内垂井線等の整備を市が関係者の協 力を得て取組みます。

### ④都市計画道路の整備と適切な見直し

・市内交通の円滑化と沿道土地利用の有効活用を図るため、都市計画道路の計画的な整備 を図るとともに、長期未着手路線については、その必要性や実現性等を総合的に評価し た上で適正な見直し、整備を行います。

### ⑤身近な生活道路の充実

・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者や地域住民の協力を得ながら、狭あいな 道路や行き止まり道路等の安全対策に取組みます。

### ⑥人や車にやさしい快適な道づくり

- ・ 橋本駅周辺地区においては、歩道のバリアフリー化に取 組みます。
- ・安全な道路環境を確保するため、幹線道路における歩道 整備とともに、通学路や危険箇所などにおけるガードレ ール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を計画的 に進めます。
- ・歩行や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者 (自転車)ネットワークの形成に取組みます。



国道 24 号

通過車両や観光客の利用に対応して、わかりやすい案内誘導板の設置に取組みます。

### ⑦道路管理の充実

- ・ 橋本市内駅周辺の駐車場及び駐輪場については、適切な管理によって、通勤通学に利用する市民の利便性の向上並びに道路交通の円滑化に取組みます。
- ・安全な道づくりを進めるため、地域からの通報や橋本市公式 LINE を利用した道路・公園施設の破損等情報提供システムを活用し、関係機関と連携し危険箇所の改良などに取組みます。
- ・ 持続可能な都市づくりのため、「橋本市道路橋個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を 進め、架け替えコストの縮減に取組みます。
- ・ 道路への美化意識の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度\*への団体 参加について、市と関係者が協働で取組みます。

※アダプト制度:公園や道路を養子にみたて、市民が里親となってボランティアによる美化・清掃活動を行い、 行政がこれを支援する制度。

### (2) 公共交通の方針

### ①鉄道交通の充実

・JR 和歌山線及び南海高野線の増便や輸送力の増強、鉄 道間における乗り継ぎの利便性の向上を関係機関に要 望します。また、効果的な鉄道利用の促進策を検討しま す。



南海高野線

・もっと便利に利用者が乗り換えできるよう、鉄道駅における各種交通機関との結節機能 を強化するため、橋本駅、林間田園都市駅前広場の整備を検討します。

### ③バス交通の充実

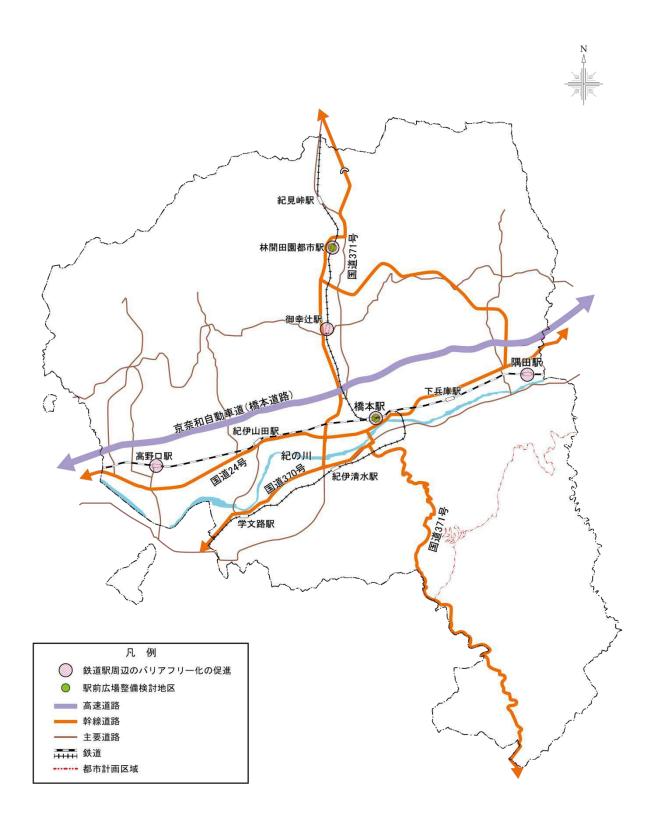
②駅前広場の整備

- ・「橋本市地域公共交通計画」に基づき、事業者に対し、引き続き全路線の低床バス化、 バス停の改善、鉄道との乗り継ぎの利便性の向上等を要望するとともに、国・県に対して も不採算路線への補助を要望します。
- ・高齢者をはじめとする交通弱者の方にとって、重要な交通手段でもある公共交通を市と市民が一丸となって残すため、「持続可能で住みやすいまちづくりの基礎となる"愛される"公共交通へ」を合言葉に、市民のバス利用を促進します。
- ・橋本市コミュニティバス・デマンドタクシーの安定した 運営を図るため、地域のニーズに合わせた運用や利用促 進の周知・啓発等に取組みます。



橋本市コミュニティバス

・地域公共交通において、高齢社会や近年のデジタル化による技術革新に対応した運営形態について引き続き検討します。



道路・公共交通の方針図

# テーマ3.便利で快適な住環境を形成する

## 基本的な考え方

- 〇定住化の促進と若い世代の移住を促進するため、良好な住環境の維持・向上とともに、住宅・宅地の供給や空き家等の利活用、郊外型住宅団地の再生、市営住宅の適切な維持管理などに取組みます。
- ○幅広い世代の居住を促進するため、高齢者施設や教育施設、 生涯学習施設等の充実に取組みます。



- ○住宅の役割が変化していく中で、ライフスタイルや働き方の多様化や市民ニーズに合わせ た用途地域の変更や空き家・空き地の利活用などを、地域の特性に応じて柔軟に検討して いきます。
- 〇自然の生態系に配慮しながら、人と自然が共生し、人々が心地よく暮らすことができる都市環境を形成するため、都市公園、河川・水路や歴史街道等を結ぶ水と緑のネットワークづくりに取組みます。
- 〇自然とのふれあいの場として、ハイキングコースやバードウォッチングを楽しむことができる環境の確保とともに、紀の川をはじめ、その支流である橋本川等の河川やため池などについて、市民のやすらぎや憩いの場としての活用に取組みます。
- 〇良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、地理的条件や事業の投資効果等を検討 し、各汚水処理方式(公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)の特性を踏まえ た、持続可能な汚水処理事業を進めていきます。下水道区域から除外した区域については、 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発・促進に努めます。
- 〇情報通信技術(ICT)の活用等により、下水道管理・経営の効率化を推進します。

# 3-1 住宅地の方針

#### ①良好な住環境の形成

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民等と協力しながら、「橋本市まちづくり条例」などを活用し、 道路の美装化や生活道路の改善、狭小宅地の防止などに 取組みます。
- ・地場産業、工業団地などに隣接する区域については、地元で住みながら働くことができる職住近接の都市づく 美装化された道路 りを推進するため、用途地域内にあっては特別用途地区\*、用途地域外にあっては地区計画\*等により、住環境への影響に配慮しながら、住工共存型の土地利用を展開します。

※特別用途地区:用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など特別な目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完する地区。

※地区計画:地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなど を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区 独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。

- ・ 高野口地域においては、土地利用や建築活動を計画的に規制・誘導し、暮らしやすさと モノづくり、賑わいのある地域を創出するため、地域の実情や意向を踏まえながら、特 定用途制限地域等の指定検討を進めます。
- ・ 高齢者、障がい者等の居住の安全性及び介護しやすい環境を確保するため、住宅のバリア フリー化の促進や改修工事等に係る支援を行います。

### ②郊外型住宅団地の再生

- ・居住者の高齢化が進む郊外の住宅開発地区等では、用途地域の見直し、空き家等の利活用、橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金等を活用し、地域の新陳代謝を促すことで、若い世代の居住を促進します。
- ・ 開発事業者に対し要請や指導を行う一方、社会情勢の変化に即した様々な提案や要望の受け入れなど、開発事業者と連携を深めながら、住宅開発地区における造成済宅地への入居促進に取組みます。



緑豊かな城山台の街並み

・住宅団地内の生活サービス地区では、用途地域の見直しなど、緩やかな規制と誘導により、生活サービス施設の維持・誘導に努めます。

### ③良好な住宅・宅地の供給や空き家等の活用

- ・新たな住宅開発等については、「橋本市まちづくり条例」 等を活用し、必要に応じて、都市づくりに関する方針及 び計画を定め、良好な住宅・宅地の供給促進に取組みま す。
- ・地域拠点周辺においては、コンパクトな都市づくりを推 進するため、空き家等の利活用により、生活サービス施 設等の誘導を進め、交通の利便性の高い暮らしやすい住 環境の形成に取組みます。



橋本市の街並み

- ・定住人口を確保するため、中古住宅の流通促進等により、安全な住宅を円滑に取得できるよう、空家バンク制度の活用や開発事業者等と連携した相談体制づくりに取組むとともに、コミュニティやテレワークの場としての活用を促進します。
- ・旧街道筋等の空き家等については、街並みの改善と一体となった良好な住環境を形成するとともに、地域団体等との連携により多様な利用を促進します。

### ④市営住宅の適切な管理

・ 市営住宅については、「橋本市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と適切な維持管理に取組みます。

### 3-2 水と緑の方針

### (1)公園・緑地の方針

### ①自然環境の保全・活用

・ 金剛生駒紀泉国定公園など、法や条例等に定められた山並みや里山などについては、「ダイヤモンドトレール活性化実行委員会」等と連携し、緑豊かな自然環境の保全・活用に取組みます。

### ②公園・緑地の充実

- ・ 市街地においては、まちなかの憩いの場として、オープンスペース等を活用しポケット パーク等の整備や適切な維持管理に取組みます。
- ・杉村公園、高野口公園、橋本市運動公園、住吉運動公園 等については、公募設置管理制度(Park-PFI)\*の活用 等により、民間の資金、技術、経験などを活かし、人々 が集まりたくなる魅力ある公園づくりを検討します。
- ・人口減少などに伴い必要性が低下した公園や長期未整備の公園等については見直しを行い、必要性の高い公園 について整備を検討します。



杉村公園

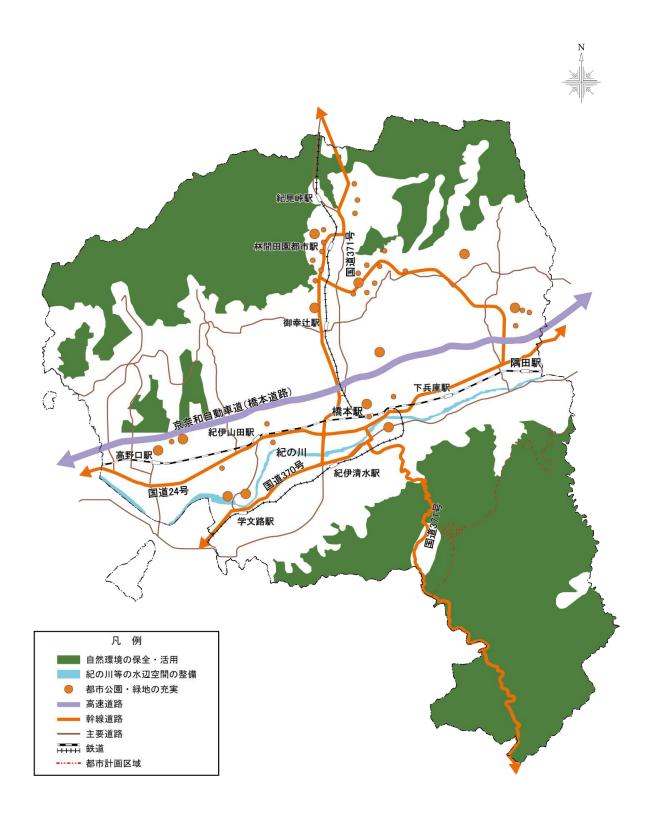
※公募設置管理制度:民間活力による新たな都市公園の整備手法であり、公園の再生・活性化を推進するもの。

### ③公園・緑地の適切な維持管理

- ・ 既存の公園・緑地については、子どもや高齢者等が安全に楽しく過ごせるよう施設の適切な管理を行うとともに、防犯に配慮した施設や植裁の配置に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度への団体登録の促進とともに、地域住民の合意形成が図られた地区については、利用しやすい公園への改善、整備を検討します。

### 4緑化の推進

・花と緑のリサイクル事業や緑の基金事業を活用し、歩いて出かけたり、くつろぎたくなるような花と緑豊かな美しい都市づくりを進めるため、行政・市民・企業が連携して緑化の推進に取組みます。



水と緑の方針図

### (2) 上水道の方針

- ・「橋本市水道ビジョン 2027」に基づき、安心しておいしく飲める水を供給していくため、浄水場や配水池、管路など老朽化した施設の計画的な更新や耐震化、水道水の質的向上に取組みます。
- ・人口減少などによる有収水量の減少を見据え、施設規模の最適化に取組みます。

### (3)下水道の方針

### ①公共下水道(汚水)

- ・整備済の地域に対しては、公共下水道への接続を促進するとともに、施設の老朽化対策 として「橋本市下水道施設ストックマネジメント計画\*」に基づく点検調査を行い、施設 の適正な維持管理・更新に努めます。
- ・農業集落排水施設を公共下水道へ統合させるなど、広域化・共同化の観点から効率的な管理運営を進めていきます。

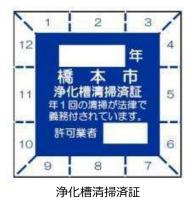
※下水道施設ストックマネジメント計画:下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### ②公共下水道(雨水)

・施設の老朽化対策として効率的な維持管理を進めるため、ストックマネジメントの実施 に努めます。

### ③その他

- ・ 農業集落排水施設の処理区域では、施設の適切な維持管理・更新に努めます。
- ・公共下水道・農業集落排水施設の処理区域以外では、個人による合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理の必要性について周知・啓発に努めます。



### (4) 河川の方針

### ①治水対策と併せた親水空間の確保

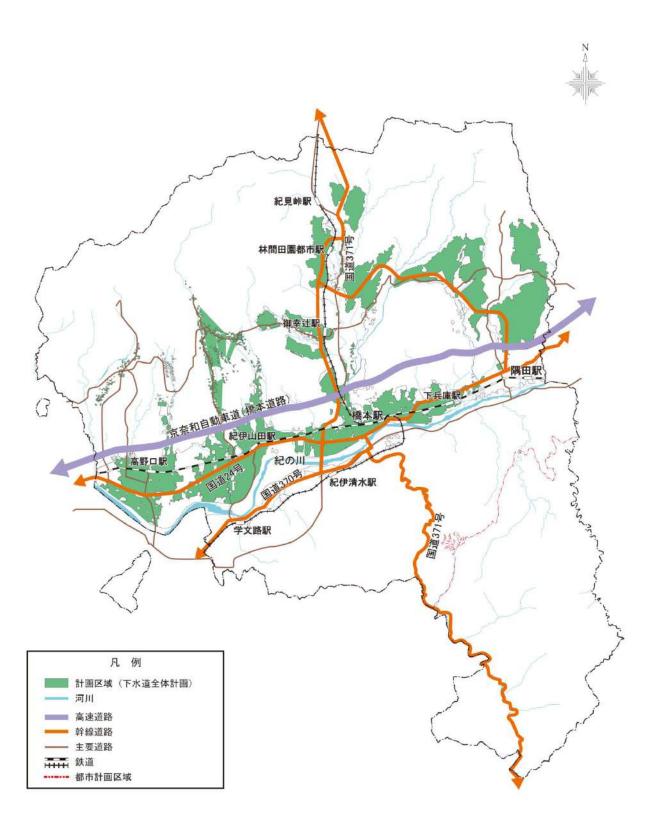
・ 小田井狭窄部の治水対策と併せて、水辺に親しむ場の確保を国に要望していくとともに、紀の川とその支流においても、治水対策と併せて、安全で親しみの持てる水辺環境の形成に取組みます。



紀の川沿いの橋本1号公園

### ②河川の水質保全と美化

・ 紀の川をはじめとした美しい河川を未来に継承していくため、近隣自治体や関係機関と 連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取組みます。



下水道・河川の方針図

# 3-3 その他公共施設の方針

### ①公共施設のバリアフリー化

・高齢者や障がい者などが安全・安心に暮らせ、 気軽に外出できる都市づくりを進めるため、 必要に応じて公共施設等のバリアフリー化に 取組みます。



バリアフリー設計で建てられた保健福祉センター

### ②教育・保育施設の充実

- ・地域全体で子育てを支援する体制づくりとともに、 幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、認定こども園(幼保一 元化施設)の整備に取組みます。
- ・住宅地開発などの土地利用活用動向を踏まえ、義務教育施設の充実や老朽化などに伴う施設を計画的に改修するとともに、将来人口の推計による児童・生徒数の減少とデジタル化などの技術革新も含めた教育条件の改善を踏まえ、施設の再編による適正な配置、整備を検討し、取組みます。
- ・ 通学路交通安全プログラムに基づき、児童、生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取組みます。

### ③生涯学習施設の充実

- ・橋本市の歴史・文化・自然を知り、後世に伝える施設である「郷土資料館」と「あさもよし歴史館」は老朽化が著しいため、紀見地区公民館と統合し新設します。
- ・文化機能を合わせ持つ「市民会館」と「産業文化会館」の機能統合化を検討します。
- ・子ども館・児童館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、適切な対応を進めていきます。
- ・地域住民の学習と交流の場や、地域づくりの活動拠点である地区公民館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の建て替えや長寿命化について、計画的に取組みます。
- ・図書館については、生涯学習を支える情報の拠点として、更に賑わい創出の拠点として、 建て替え、移転等も含めた調査・研究を進めます。

### ④シビックゾーンの充実

・市役所庁舎の建て替え、移転等については、周辺の公共施設等の更新と合わせて、防災対策や地球温暖化対策などにより、持続可能な都市づくりの中心となるゾーンとするための調査・研究を進めつつ基金の積立を行います。

市役所周辺のシビックゾーン

### ⑤土地・建物の有効活用

・ 土地の有効かつ円滑な利用や土地の権利関係の明確化を 図るため、地籍調査に取組みます。

・橋本周辺広域ごみ処理場周辺について、地元や関係機関等と協議を行いながら、効率的、

効果的な利活用に取組みます。

・公共施設の跡地利用について、民間活力の導入も視野に入れながら、地域交流など地域活性化への活用を検討します。



# テーマ4.魅力ある文化的な都市環境を確保する

### 基本的な考え方

- 〇自然や歴史豊かな地域環境を未来に渡って守り育てるため、森林、農地や歴史的資源の保全と活用とともに、市民等と協力しながら、これら地域資源を活かした観光都市づくりに取組みます。
- ○景観形成を先導する道路・橋梁を含めた公共建築物や、公 共公益施設が集積する市役所周辺においては、今後のシビ ックゾーンのあり方を踏まえて、周辺環境と調和した意 匠・形態や色彩等に配慮します。



- 〇森林、農地、河川など良好な自然景観の保全・活用とともに、橋本市運動公園や杉村公園 などの緑の拠点\*においては、市民等が集い賑わう、憩いの中心的な拠点として緑豊かな景 観の維持・向上に取組みます。
- ○循環型・省エネルギーなど環境負荷の低減に取組みます。

※緑の拠点:市域における緑のオープンスペースの核となり、レクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能を総合的に発揮する場所のこと。

# 4-1 地域環境の保全と活用の方針

### ①森林資源の保全・活用

- ・林道整備や機械化による低コスト森林を推進することで、橋本市の誇る豊かな資源を維持しながら、森林の有する国土保全や水源かん養などの公益的機能の高度発揮に取組みます。
- ・森林を市民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「森林環境譲与税」、「紀の国森づくり基金」を活用し、森林環境の保全をはじめ、森林の重要性の普及・啓発、林業体験、森林とのふれあいの場の創出などに取組みます。



国城山

### ②農地の保全と活用

- ・本市を代表する重要な地域産業でもあり、全国的なブランド果実でもある柿や高野山麓 精進野菜などの生産性を高め、橋本市で農業に携わりながら暮らせる人を増やすため、 「橋本市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地や樹園地等の保全・活用、ほ場整 備や小規模土地改良事業等の活用により、遊休農地の解消に取組みます。
- ・鳥獣被害を防止するため、防護柵等への設置支援に取組みます。
- ・橋本市の誇る農地を「ゆとり」や「やすらぎ」の場として親しんでもらえるよう、農地

環境の整備、維持・向上に取組みます。さらに、市民農園制度の PR を行い、実際に農業にふれることができる機会を提供します。

- ・ 芋谷の棚田等を通じた都市農村交流により、収穫体験としての農園紹介、「はたごんぼ」を活用し、観光農業の振興に取組みます。
- ・快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持管理などについて、市と関係者が協働で取組みます。



芋谷の棚田

### ③歴史的資源の保存と活用

- ・ 応其上人によって発展した都市づくりの歴史をはじめ、紀州へら竿(経済産業省指定伝統的工芸品)やパイル織物等を市民に周知することで地域に対する愛着と誇りを育むと もに、こうした歴史文化を活かした個性豊かな都市づくりに取組みます。
- ・嵯峨谷の神踊りや隅田八幡神社の秋祭などの県指定無形文化財を含め、隅田八幡神社所蔵の「人物画像鏡」(国宝)、利生護国寺本堂、高野口小学校校舎など、本市の貴重な歴史的資源について保護・保存や活用を図るとともに、その周知に取組み次の世代に受け継いでいきます。
- ・ 恋し野の里や清水の街並みなどの散策コースなどについては、必要な改修や適切な維持 管理を行うことで、歴史と文化の香りを感じながら、散歩することができるような環境 づくりに取組みます。

### ④世界遺産 高野参詣道「黒河道」の保全と活用

⑤交流レクリエーション拠点の充実

・和歌山県景観計画に基づく特定景観形成地域に指定されている「黒河道」の保全と整備とともに、周辺の良好な景観の維持・向上に努めます。また、「黒河道」を知り、利用するための情報発信の充実に取組みます。

### 世界遺産 高野参詣道「黒河道」

- ・交流レクリエーション拠点であり、緑の拠点でもある杉村公園及びその周辺は、幹線道路に面しアクセス性が良好であることから、賑わいをより高める拠点となれるよう、交流施設や余暇活動の場となる施設の維持管理の充実を検討し、必要に応じて用途地域の見直しを行います。
- ・交流レクリエーション拠点である紀望の里周辺については、市外も含めた広い地域から 訪れてもらえるよう、交通の利便性や周辺施設の特性、自然に囲まれた豊かな環境等の 活用に取組みます。

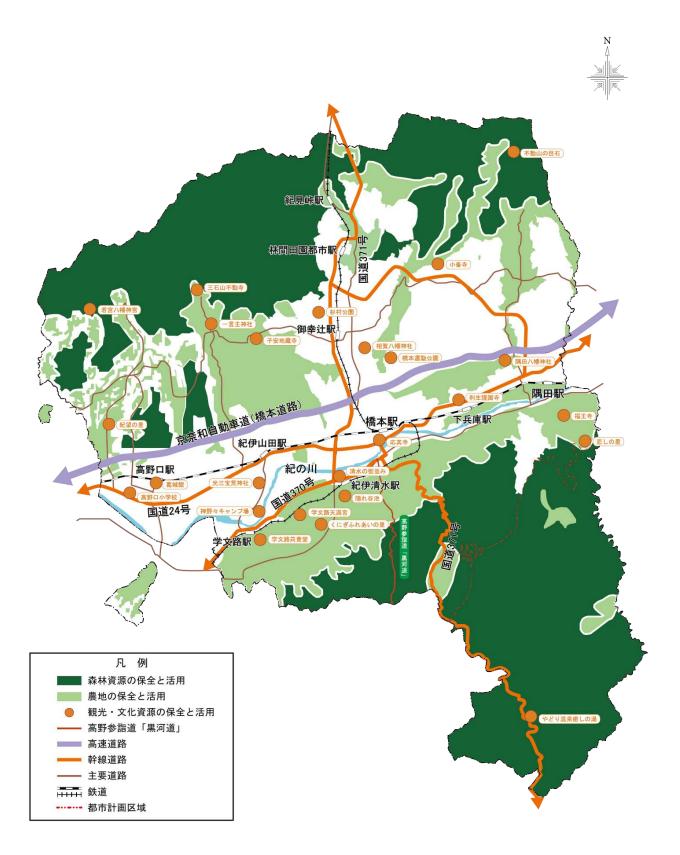
### ⑥観光都市づくりの推進

・世界遺産 高野参詣道「黒河道」や日本遺産「葛城修験」 等と、橋本市運動公園や杉村公園、神野々キャンプ場、 ゴルフ場など既存のレクリエーション施設や、ハイキン グコースなどの観光資源を活用した体験型観光を DMO (観光地域づくり法人)と連携しながら、テーマ性・ス トーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを検討し ます。



神野々緑地 オートキャンプ場

- ・自然を活かした体験学習の場づくりを進めるため、交流レクリエーション拠点である橋本市運動公園、杉村公園、やどり温泉いやしの湯、紀望の里、及びくにぎふれあいの里・ 隠れ谷池における施設の充実に取組みます。
- ・いつ訪れても本市の歴史にふれることができる魅力的な都市づくりを進めるため、隅田 八幡神社、利生護国寺、葛城館、高野ロ小学校などの歴史的建造物等の保存・継承とと もに、豊富な歴史的資源や伝統行事等の情報発信を行います。
- ・駅前や商店街等では、空き家・空き店舗の利活用も含めて賑わいの創出や観光都市づく りに努めます。
- ・本市は高野山への通り道でもあることから、高野山の有する観光ポテンシャルと有効に 連携することで観光客の市内への誘導を図ります。
- ・インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示やホームページ、フリーWi-Fi など環境の整備を推進するとともに、宿泊施設(民泊)など受入れ促進に向けた取組を支援します。



地域環境の保全と活用の方針図

### 4-2 都市景観の方針

### ①景観法の活用

・本市の美しい良好な景観を守り育て、次世代へ受け継いでいくために、地域の特性に応じたきめ細かい施策を可能とする、「景観法」に基づく景観行政団体の指定と景観計画の 策定について、市民の意向も踏まえ、検討を行います。

### ②自然的景観の保全

- ・地域活性化につながる景観づくりに取組むため、河南地区の斜面に広がる柿など、果樹園が四季折々の豊かな彩りをみせる地域固有の景観を守り育てるとともに、地区を通るフルーツラインと拠点である、くにぎふれあいの里の活用に取組みます。
- ・本市の気候風土により培われた果樹園などの農地については、地域固有の景観を形成していることから、田園 景観の維持・向上に取組みます。
- ・農業者の高齢化等により増加している耕作放棄地や休 耕田については、市民等のボランティア活動等による花 と緑のリサイクル事業等を通じて、コスモスなどのフラ ワーベルト化や市民農園などに活用します。



コスモス畑

### ③歴史的景観の保全・整備

- ・ 所有者の意向等を踏まえつつ、歴史的街並みや歴史的建造物を活用し、日々の暮らしの 中に歴史的街並みが溶け込む景観の保全と創造に向けた検討を進めます。
- ・歴史とふれあえる環境づくりを進めるため、地域や関係課と連携し、高野街道や伊勢(大和)街道などの歴史街道の保全や景観整備に取組みます。
- ・日本遺産「葛城修験」の構成文化財である不動山の巨石については、本市の緑の拠点でもあることから、観光資源としての活用を図るとともに、隅田八幡神社、飛び越え石などは、自然と歴史を感じられる歴史拠点として、観光客などが訪れ楽しめるように、行政・市民・企業が協働して、景観の保全に取組みます。



不動山の巨石(日本遺産構成文化財)

### 4都市的景観の形成

- ・橋本駅や林間田園都市駅周辺においては、賑わいと魅力ある都市景観の創出に取組みます。
- ・景観に与える影響が大きい大規模建築物や工業団地等の大規模開発をはじめ、国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路においては、良好な沿道景観を形成するため、「和 歌山県景観条例」等に基づき、適切な指導・助言を行います。
- ・公共公益施設の集積を図るシビックゾーンについては、基本構想作成に合わせて人々が 集い憩いの場となるような景観の形成に取組みます。
- ・ 著しく劣悪な景観により生活環境が阻害されることを防止するため、「和歌山県景観支障 防止条例」等を活用し、市民との協働により景観の維持・向上に取組みます。

・「和歌山県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の秩序ある規制・誘導とともに、違反広告物の撤去を進めます。

### ⑤市民主体の景観づくり

- ・地域の個性と魅力のある都市づくりを進めるため、「橋本市まちづくり条例」や地区計画等を活用しつつ、行政・市民・企業が相互に協議を重ねながら景観づくりに取組みます。
- ・区・自治会などで取組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や市内の未利用地等を活用 し、花と緑がいっぱいの住んでいて気持ちの良い美しい都市づくりを促進します。

# 4-3 環境保全の方針

### ①環境への負荷の少ない都市づくりの推進

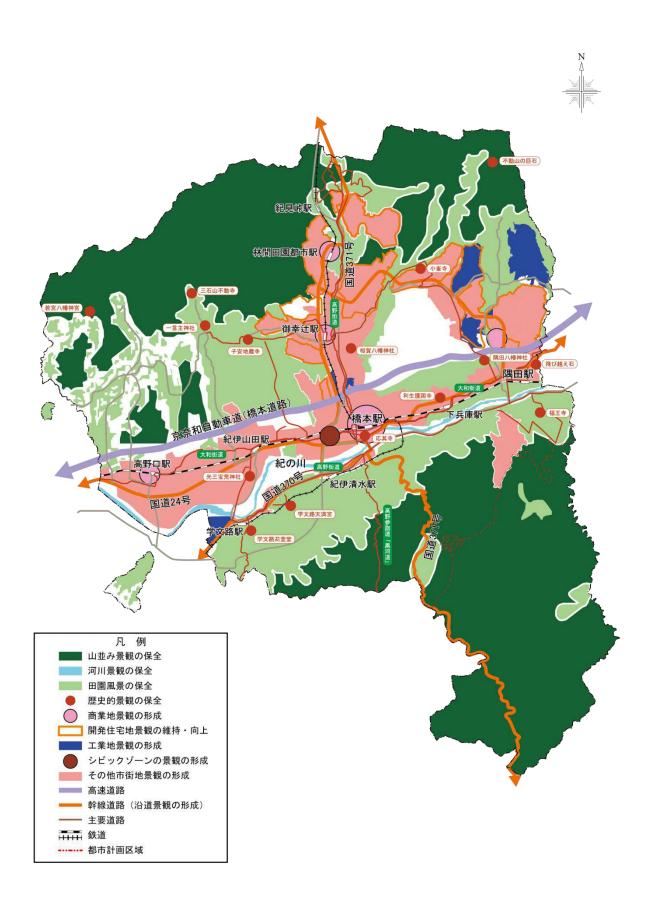
・太陽光発電など公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、周辺の住環 境や地球環境にやさしく、次代に美しい自然を残せる都市づくりの周知・啓発に取組み ます。

### ②環境意識の啓発と環境美化の推進

- ・美しいまちの環境を保全・育成するため、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・「橋本市環境保全条例」に基づき、環境に対する意識を更に深めていくため、環境保全 意識の醸成に取組みます。
- ・美しいまちの環境を守るため、廃棄物の不法投棄防止など監視体制の充実に取組みます。
- ・循環型社会の実現と合わせて美しい都市づくりを形成していくため、生ごみから堆肥を つくり、花や野菜の栽培に利用する花と緑のリサイクル事業に取組みます。
- ・資源循環型や脱炭素社会の形成に向けた意識の醸成を 図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環 境ボランティア活動等を促進するとともに、田原川の一 斉清掃やラブリバー・クリーン大作戦等への活動につい て、関係者と市が協働で取組みます。
- ・小学校などへの出前講座等とともに、SDGs に基づき、 環境教育の充実に取組みます。



ラブリバー・クリーン大作戦



都市景観の方針図